



悪質商法は、これで断る!

きちんとした断り方を覚えれば、悪質業者も怖くありません。
拒絶の意思を示している消費者を再度勧誘することは、
特定商取引法及び愛媛県消費生活条例により禁止されています。



訪問販売の場合 ▲ 業者に断る理由を説明する必要はありません!

「必要ありません。」
「お帰り下さい。」
「警察を呼びます。」

悪質業者はだましのプロです。「お金がないから」「時間が
ないから」などと理由を説明しても、すべて切り返されて、
そのうち断る理由がなくなります。帰ってほしいことを
はっきり言わないと、契約するまで何時間も帰りません。

電話の場合 ▲ 相手が話している途中でも、こちらから電話を切る。

「必要ありません。」
「電話を切ります。」

訪問販売の場合と同じく、理由をあれこれ説明してもすべ
て切り返されます。そのうちあきらめるだろうと思っても、
こちらから電話を切らないかぎり何時間も電話を切って
くれません。

断りきれなかった場合

- 困った時や断りきれなかった時は、一人で悩まずお近くの消費生活相談窓口にご相談しましょう。
- クーリング・オフ制度の活用方法など問題解決にむけた確かな助言や情報提供、専門機関のご紹介などを行います。
- 相談窓口では、相談内容を他の人に漏らすことはありませんので、安心して下さい。(秘密厳守)
- 早くご相談されるほど、解決しやすくなりますので、一人で悩まずにお気軽にご相談下さい。誰もがいつ被害にあうかわからないのですから、恥ずかしがることはありません。その際には、次のことを伝えると相談がスムーズになります。

いつ(業者が訪問した日、契約した日など)

どんな商品(商品名、メーカー名)

いくらですか(価格、現金かクレジットか)

販売会社名と担当者名

どのようなきっかけで契約しましたか?(訪問販売、電話販売など)

なんとと言われて購入を決めましたか?(〇〇に効く、〇〇より安いなど)



消費者ホットライン0570-064-370

(ガイダンスにしたがって操作すると、お近くの消費生活相談窓口につながります。)



鬼北町役場 産業課 商工観光係 ☎ 45-1111 (内線:263)